

秘

陸密第四六八號

昭和拾九年貳月廿九日

昭和二十年陸軍憲兵學校ニ入學セシムヘキ佐尉官及憲兵少尉候補者人員等ニ關スル件達

陸軍 一般

首題ノ件ニ關シ左記ノ通定ム

昭和十九年二月十日

陸軍大臣 東條英機

左記

一、人員

乙種學生(佐尉官)、己種學生(少尉候補者)

各、六〇名

二、修學期間

乙種、己種兩學生共

昭和十九年十二月十日ヨリ概ネ一年

三、陸軍補充令施行規則及陸軍兵科少尉候補者試験規則ノ特例左ノ如シ

1 陸軍補充令施行規則ニ依ル書類提出期日

陸軍補充令施行規則第十九條第二項ノモノハ昭和十九年八月末日、第二十二條第一項ノモノハ昭和十九年四月十日、第二十四條ノ書類提出期日ハ昭和十九年九月十五日トス

新編出張所

19

6200

2 陸軍兵科少尉候補者試験規則

(1) 憲兵少尉候補者試験期日

昭和十九年六月十四日より概ネ三日間各地同時ニ之ヲ行フ

(2) 北方及支那ニ在ル部隊ニ屬スル憲兵少尉候補者ニシテ戰鬪行動等已ムヲ得サル事情ニ依リ正規ノ試験ヲ受クルコト能ハサル者及南方軍總司令官、第二方面軍司令官、第十四軍司令官隷下部隊ニ屬スル者ニ對シテハ當該所管長官ニ於テ適宜ノ方法ヲ以テ試験ヲ行ヒ其ノ結果ニ基キ成績列次名簿ヲ調製シ昭和十九年八月末日迄ニ到著スル如ク之ヲ憲兵司令官ニ送付スルモノトス

(3) 第八方面軍隷下及指揮下部隊ノ者ニ對スル當該試験ハ昭和十八年陸密第四七〇九號ニ依リ之ヲ實施セス
第四艦隊指揮下部隊ノ者亦前項ニ準ス